

## 遺伝資源アクセスと利益配分に 関する新しい国際規制は必要か？ 生物多様性条約第2回 Ad hoc ABS 作業部会会合から

炭田精造 安藤勝彦 渡辺順子

(財)バイオインダストリー協会

### はじめに

遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する第2回 Ad hoc 作業部会会合(Ad hoc WG2 会合)が、2003年12月1～5日にカナダのモントリオール(ICA0本部ビル)で開催され、92カ国、58団体が参加した。日本からは次の8名が参加した。経済産業省生物化学産業課(坂本課長補佐、長尾係長)、特許庁国際課(渡辺多角的交渉室長、高橋企画班長)、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)(山田技監)、JBA(筆者3名)。全体会合の議長はMr. Hans Hoogveen(オランダ、COP6議長)、サブ作業部会(SWG)の議長はMs. Ines Verleye(ベルギー、SWG1)およびMr. Dsh Deepak Verma(インド、SWG2)が務めた。

ABSに関する新しい国際的制度のあり方に関する今後の交渉のTOR(Terms of reference)の作成が最大の争点であった。本件については、2003年3月の中間会合で序盤の意見交換がなされた。本会合においても、前回以来の先進国と途上国間の基本的意見の違いは埋まらず、極めて多くの論点について両論併記の議長テキストしか作成できなかった。そのテキストは2004年2月9～20日にマレーシアで開催された生物多様性条約第7回締約国会議(COP7)に提出され、議論のベースとなった。

次に、Ad hoc WG2 会合に関する特記事項を示す。

### 1. 結果の概要

(1) 各国によるボン・ガイドラインの実施状況  
先進国側は生物多様性条約(CBD)、特にボン・ガイドラインの実施状況を説明した。日本は、バイオインダストリー集団研修コース、東南アジアとのODAプロジェクト、ボン・ガイドラインの国内普及活動、

表1 メガ多様性国家グループの見解(メキシコ政府の作成による)

- 1 COP7において、法的拘束力があるIRを採択することを目的とする「政府間交渉委員会」の設置を決定することを推奨する。
- 2 法的拘束力があるIRは以下の点を含むべきである。
  - ①(提供国の)国内法を(利用国が)順守することを確保するための条項
  - ②遺伝資源および関連する伝統的知識の法的出所証明の開発
  - ③モニタリング・順守・執行メカニズム
  - ④利用者側措置のさらなる促進
  - ⑤利益配分の条項(特に、金銭的および非金銭的利益、技術移転を含む)
  - ⑥遺伝資源に関連した伝統的知識(TK)に対する原住民・地域社会の権利の保護
  - ⑦CBDの枠内でIRを実施する手段
  - ⑧能力構築の措置

注)メガ多様性国家グループは以下の16カ国で構成される(ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ、マレーシア、マダガスカル、ポリビア、フィリピン)。

NITE生物遺伝資源部門(NBRC)の活動等の実績を報告した。欧州諸国は、特許法の改正による原産国表示への対応、植物園ガイドラインやカルチャーコレクションの行動規範策定等の実績を利用者側措置(ユーザーズメジャー)の実施として報告した。スイスは、特許協力条約(PCT)に関するスイス提案のほか、ABSマネージメントツール開発プロジェクトを紹介した。オーストラリアはボン・ガイドラインに基づいたABS国内法の実施状況を報告した。

(2) 国際的制度(International Regime; IR)の議論  
先進国と途上国の間に次のような基本的意見の違いがあり、水かけ論の状態であった。

#### ①途上国の主張

利益の公平な配分の確保や、海賊行為(バイオパイラシー)の防止等の措置としては、拘束力のないボン・ガイドラインでは役に立たない。ヨハネスブルクでの「持続可能な開発に関する世界サミット」(2002年8～9月)で採択された実施計画のパラグラフ44(o)に基づき、直ちに法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべきである、とした(表1に示したメガ多様性国家グループの具体的な主張点を参照)。アフリカ

諸国は、この主張にさらに上乗せして、IRを実施する能力を構築するために技術協力が必要であることを主張した。

#### ②先進国の主張

IRはボン・ガイドライン、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(WTO/TRIPS)、世界知的所有権機関(WIPO)、国連食糧農業機関(FAO)等、既存の枠組みの総合的活用を含むものである。ボン・ガイドラインの実施を1年半前にはじめたばかりであり、さらに経験を積むべき段階にある。その経験に基づき、既存の制度では解決できない問題があるかどうか確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである(なお日本は、IRがいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定すること、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要であると主張し、議長テキストの中に盛り込まれた)。

#### (3) 利用者側措置(提供国との事前合意や相互同意条件等を利用国において確保する措置)<sup>1)</sup>

- ①各国に対し引き続き、適切で実際的な利用者側措置を取ることを奨励する。
- ②Ad hoc WGに対し、国際的原産国証明を多国間アプローチも考慮して取り組むことを要請する。
- ③知的財産権の出願における原産国開示についてWIPOと協力する(賛否両論を併記)。
- ④事務局長に対し、各国の協力のもとに次の問題につき、情報収集と分析を行うことを要請する(遺伝資源や伝統的知識(TK)に関する特定の利用者側措置、各種の国内・域内・国際法令における既存の利用者側措置、不当に行われているアクセスの程度、特定セクターの既存のABSアレンジメント、不順守に対する行政的・司法的矯正措置、商業利用と利益創出に関する慣行と傾向、アクセスと利用条件について利用者に法的確実性を保証する措置)。

事務局長はこれらの情報を編纂し、今回のAd hoc WG会合での検討に供すること。

- ⑤Ad hoc WG会合に対し、事務局の編纂した資料を分析した結果をCOP8が審議するよう推奨することを要請する。

#### (4) その他

##### ①用語の定義

既存の条約等で使われている用語の定義について引き続き情報を収集し、事務局が取りまとめる。結果を次回のAd hoc WG会合に提出し、検討を継続する。

##### ②ボン・ガイドライン以外のアプローチ

国際的原産国証明、地域間アレンジ、二国間アレンジ等について、特に運用上の機能性や費用対効果の観点からさらなる検証を行う必要がある。各国の見解や既存の制度に関する情報・経験等を事務局に提供し、事務局が取りまとめる。

##### ③ボン・ガイドラインを実施するための能力構築の必要性

Ad hoc WGはCOP7に対し、ABSの能力構築に関する専門家ワークショップが作成した行動計画案を採択し適切な実施措置を取るよう推奨する。

#### おわりに

- ①ヨーロッパはABSに関し、次のような対応をしつつある。

- ・原産国表示を行うために特許法を改正
- ・植物園ガイドライン、微生物遺伝資源の行動規範(MOSAICS)の策定
- ・ABSマネジメントツール(認証制度を想定)の開発プロジェクトを開始
- ・国際的原産国証明システムに関する検討を国際自然保護連合(IUCN)に委託

日本はこれらの動きを注視し、参考にすべきと思われる。

- ②国連大学高等研究所(UNU/IAS)によるサイドイベントを開催した。

UNU/IASの作成資料がAd hoc WG2会合での利用者側措置の議論の主たるベースになった。また、UNU/IASがサイドイベントを開催した。筆者(炭田)も、東京で開催したJBAとUNU/IASの共催による国際シンポジウムの結果をサイドイベントで報告した。

#### ○参考文献

- 1) 安藤勝彦, 炭田精造: 遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上—新コンセプト「利用者側措置(ユーザーズ・メジャー)」とは?, バイオサイエンスとインダストリー, 61(4), 279~280(2003)